

建設業者団体の長
建設関連団体の長 様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第101回本部会議」における決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、1月27日から3月21日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の下、全道で感染拡大防止に取り組んでいるところですが、新規感染者数及び病床使用率は減少が続いている状況や、国における重点措置の終了の考え方も踏まえ、国に対し、更なる延長は要請しないこととしました。

しかしながら、依然として、一日1,000人を超える新規感染者が確認され、高齢者施設等での集団感染も継続して確認されている中、年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、3月22日以降も、別添のとおり基本的な感染防止対策の徹底を図っていく考えですので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文(知事)
- (2) 再拡大の防止に向けた対策の考え方について

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

【建設現場における具体的な対策】

- | |
|--|
| <p>○ 現場事務所及び作業員宿舎における対策</p> <ul style="list-style-type: none">・対人間隔の確保や窓等の開放による換気・時間差による打合せ・食事等の分散化や打合せ時間の短縮・車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化・消毒液(アルコール等)の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒 等 |
| <p>○ 現場作業や移動時における対策</p> <ul style="list-style-type: none">・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避・車両での移動時の同乗、相乗りを避け個別の移動を励行・重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 等 |

(建設政策局建設管理課建設業係)